

## 第2回岩手県いじめ問題対策委員会議事録

### 1 開催日時

平成29年8月10日（木）午後7時から午後7時15分

### 2 開催場所

岩手県庁12階 特別会議室

### 3 出席委員

塚野 弘明 委員長

石堂 淳 委員

伊藤 欣司 委員

星 克仁 委員

太田 秀栄 委員

宮古 守夫 委員

高橋 昇 委員

高橋 岳志 委員

砂田 麻子 委員

### 4 説明等のために出席した職員

菊池生徒指導課長、佐々木主任指導主事、柏主任指導主事、内川主任指導主事、坂本指導主事、下権谷指導主事

### 5 会議の概要

塚野委員長：去る1日、県の「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しについて、県教育委員会から諮問を受けて、第1回目の審議を行った訳でございます。この時には、国の基本方針の改定を踏まえながら、皆様から御議論をいただきました。本日は、この議論を踏まえた答申案について、御審議いただき、答申に繋げていきたいと考えております。それでは、早速ではありますが、次第に従いまして、進めて参ります。まず、初めにお手元の答申案について事務局から説明をお願い致します。

坂本指導主事：それでは、ご説明いたします。前回の委員会で、ご意見いただいた部分は、7ページの第3「学校が実施すべき施策に関する事項」の「1 学校いじめ防止基本方針の策定」の5行目になります。「学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。」とございまして。以下3つの意義

が記載されていますが、3つ目の文になります。

前回の案では、「加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。」としておりましたが、後半部分の「加害者への支援につながる」のところで御意見をいただいております。

この、学校いじめ防止基本方針を定める意義については、国の改定基本方針において新たに盛り込まれ部分であり、「加害者への支援」という表現は国の表現を生かしたものでした。御意見及び県基本方針の他の部分との関係を見て、今回のように文言を修正してございます。関連部分についてご説明をいたします。8ページをご覧ください。5行目に「基本方針の中核的な内容」とあります。この3段落目になります。この部分は、先ほどの意義を基本方針の内容に言い換えた部分になりますが、読み上げますと「さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。」とあります。ここも、新規に追加した部分でありましたが、「加害者」ではなく「加害児童生徒」と表現しておりました。ここが表現のブレとなっております。

続きまして、12ページをご覧ください。(3) いじめに対する措置の4つ目の段落になります。この部分は、もともと県基本方針に記載されていた部分ですが、読み上げますと「加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。」とあります。このように、もともと県基本方針では「加害者」という言葉は使わず、「加害児童生徒」、「当該児童生徒」と、表現していたことから、文言の整合性を図り、今回のように修正してございます。

さらに申し上げますと、9ページをご覧ください。中ほどから、「学校いじめ対策組織の役割」が記載されておりますが、一番下の文をご覧ください。「いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制」とありますように、被害児童生徒に対しては支援、加害児童生徒に対しては指導と表現していますので、この部分とも整合性を図ってございます。

最後になりますが、改めて、確認させていただきます。7ページの一番下の部分、「加害者」としていた部分を「いじめの加害児童生徒」、「いじめの加害者への支援」としていた部分を「当該児童生徒への指導」に修正してございます。また、8ページの中ほどにあります、「さらに、いじめに加害生徒に対する成長支援の観点から」の部分ですが、後半部分の「加害児童生徒」を他と合わせて「当該児童生徒」に修正しております。以上になります。

塚野委員長：ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関しまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

石堂委員：今の御説明よくわかったんですけども、大変配慮して、加害者、被害者というところを配慮いただいているようなんですけども、12 ページの一番下の①のところ、いじめに係る行為が止んでいること、ここの部分は、被害者となっているのですが、ここは、被害児童生徒としなくてよいのか。国の基本方針は、確かに被害者となっておりますので、それにあわせればこれでもよいのかもしれないけれども、今までのご説明だと、そういうところを言い換えてきたようなので。

塚野委員長：いかがでございますでしょうか。そうしますと、ここは被害児童生徒というような表現の方がふさわしいという御意見でございますでしょうか。

石堂委員：そうです。

塚野委員長：それで、よろしゅうございますか。

各委員：(うなずき)

塚野委員長：そうしましたら、ここは「被害児童生徒に対する」というふうに修正させていただきます。他に、ございませんでしょうか。

それでは、御意見ないようですので、慎重な審議をありがとうございました。この答申案をもって、当委員会の答申とすることにしたいと思いますけれども、御異議はございませんでしょうか。

各委員：(うなずき)

塚野委員長：はい、ありがとうございます。なお、万一ですね、文言の整理等で、修正の必要が出てくるかもしれませんので、その場合は、私の方で一任させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員：(うなずき)